**３　事例検討**

女性自立支援センター（婦人保護施設）の入所事例について、５つの課題テーマ「母子支援」「単身女性支援」「妊産婦支援」「若年女性支援」「施設の機能分担・市町村との連携」について数事例を抽出し、措置機関である女性相談センター（婦人相談所）とともに、支援上の課題及び今後の検討の視点についての検討を行った。

**（１）母子支援**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援ニーズ | 支援ニーズに対し、  現状では対応が困難な背景となる問題 | 今後の検討の視点 |
| **①子どもの養育に関する支援ニーズ**  ・養育の支援  ・子どもの通院等医療面の支援  ・子どもの一時保護等児童相談所との連携 | ・利用期間等の見通しを持ちにくい一時保護入所期間において、女性自立支援センターの限られた職員体制の中、どこまで母子を支援できるのか。  ・母子加算はあるものの、入居者の所持金は不足している。  ・本人だけで子どもの養育が難しい場合は、女性自立支援センター内で通常の保育の延長や事務所で職員が子どもを預かる等、特別な体制を組み対応しているが、限られた職員体制の中では、対応が行き届かない。  ・子どもの養育ができていない状態がみられた場合、本人の気持ちは聞きながらも、どこに限界設定をし、どのタイミングで児童相談所に虐待通告をするのか、判断基準がない。  ・入所中に児童相談所が関わり子どもが一時保護になる場合、本人との面接の様子や、児童相談所が本人へ子どもの一時保護についてどのような説明をしているのか、女性自立支援センターと協議や共有をする機会がない。本人へのフォローや残された子ども（きょうだい）へのケアなど、生活の場である女性自立支援センターとしての役割も大きいことから、より連携が必要である。 | ・婦人保護施設である女性自立支援センターが、母子支援の役割を施設の機能としてどこまで持つべきか。  ・母から子への不適切な養育があった際の児童相談所への通告基準の明確化。  ・児童相談所職員が女性自立支援センター入所者へ面接を行う際や子どもを一時保護する際の連携のあり方。 |
| **②特別なニーズのある本人への支援**  ・知的障がい  ・精神疾患  ・外国籍（言葉の問題、制度や福祉サービス利用の制約の問題） | ・生活の様子から知的障がいの疑いがあると思われる場合、女性相談センターのCWに伝え、退所後の市町村で療育手帳の申請につながるよう連携している。  ・施設での生活に慣れてから、様々な精神症状が表出する場合がある。  ・外国籍の利用者に対し、翻訳アプリ等を利用して翻訳を試みているが、日常生活場面においては、あまり役に立たず、母国語を用いての会話ができないために本人のストレスと負担が大きい。 | ・入所中のアセスメントのあり方、アセスメントにより明確になった必要な支援について施設退所後に生活を行う市町村へ引き継ぐことの徹底。  ・外国籍の利用者について、生活施設で通訳を担うことのできるＮＰＯ法人等の開拓により、定期的に通訳が来る日時を設定するなど通訳者の確保を図る。 |
| **③女性自立支援センター退所に向けた機関連携**  ・母子生活支援施設への入所  ・福祉サービスの利用の適否の市町村判断 | ・福祉事務所によって、母子生活支援施設入所の基準やルールが異なる。入所時に、利用期間（数か月が多い）を決めておく福祉事務所が多い。  ・母子生活支援施設の決定機関である福祉事務所と女性相談センターも交えてカンファレンスを行い、一時保護期間中のアセスメント結果に基づく母子生活支援施設の入所の必要性を説明するも市の理解が得られず支援につながらないことがあった。  ・福祉サービスの決定権を持つ市と、支援のあり方について合意を得ることに時間を要し、自立支援がスムーズに進まない。 | ・支援の必要な母子にとって貴重な社会資源として母子生活支援施設の活用がスムーズにできるようにする。  ・退所先となる母子生活支援施設等施設や退所先となる市町村と一時保護中からの関係構築を図る。  ・市町村の関係各課との連携を的確に行うために、市町村におけるＤＶ対策主管課等による庁内調整、コーディネート機能の明確化。  ・市町村における婦人相談員の配置の促進。 |

**（２）単身女性支援**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援ニーズ | 支援ニーズに対し、現状では対応が困難な背景となる問題 | 今後の検討の視点 |
| ①自立を目指す支援  ・婦人保護施設入所後、本人のペースに合わせた自立支援計画  ・婦人保護施設における内勤作業の必要性 | ・婦人保護施設は自立支援のための施設であるため、一定期間で就労自立を目指していくが、暴力被害者の場合、トラウマ症状が強くみられる場合もある。  ・５～８年入所している方もおり、入所期間を継続し自立支援計画を見直すのか、救護施設等の他の資源を考えるのか、判断に迷うケースがある。  ・退所後、引き続き施設利用が適当であっても空きがない。  ・内勤作業のバリエーションを増やしていくことも必要。（ただし、内勤作業は、内容、分量を増やし過ぎると行う人がいない。）  ・内勤作業は、外勤が難しいことで利用を開始するが、徐々に自信につながる。 | ・自立支援計画の定期的な見直しを徹底する。  ・救護施設や障がいサービスによる居住支援等の変更が必要な場合の基準の検討。  ・長期に及ぶ暴力被害者のトラウマケアについて、支援プログラムの構築や、退所後のケアを開拓する。  ・自立支援計画に基づく内勤作業の実施。  ・自立につながる内勤作業を増やすための内容の見直し。 |
| ②病識のない精神疾患ケースの対応 | ・入所期間中に障がい受容と手帳の取得を進め、障がいサービスを使いながら自立する体制を整えることができた事例もある。  ・医療につなぐ機会を窺いつつ、強制的な受診はできないことから、支援を途切れさせないよう粘り強く支援機関につないでいく。  ・一時保護期間中の嘱託医の役割は、ケアに関する助言を行う。（支援方針を決定するわけではない。）  ・本人に精神医療に対するニーズや病識はなくても、一定、精神科医の見立てがあって診断もつくケースなどは障がいサービスを入れることで支援が展開できる可能性がある。  ・市町村の障がい担当課の理解が必要。 | ・市町村のＤＶ対策主管課が庁内で調整・コーディネートを行う体制の明確化。障がい担当課の理解と連携の促進。  ・市町村における婦人相談員の配置の促進。  ・嘱託医による診察を医療機関への受診・診断につなげるあり方の検討。 |
| ③居所を転々とした状態で保護につながったケースについて、保護の実施主体の明確化 | ・生活保護について、市によって要件が異なる。支援内容基準に差異がある。  ・現状としては、このようなケースは、一時保護施設の所在市町村が生活保護の支援の実施主体になっているが、一時保護施設の所在の市町村の負担が大きい。  ・明確なルールがないことが課題？ | ・生活保護受給要件に関する課題を整理し、効果的な連携のあり方について検討。 |
| ④支援ニーズの幅の広さ  ・タイミング  ・自己決定を支える支援 | ・支援ニーズによって関わる支援機関が違うため、その都度連携体制を構築する必要があり、困難さを伴う場合がある。。  ・高齢者虐待、障がい者虐待に該当するケースである場合の、高齢担当課・障がい担当課との連携がうまくいかないことが多い。  ・障がいのグループホームや救護施設等の入所について、体験入所のお金がない、空きがない等でタイミングよくつなぐことができず、時間を要す。  ・手厚い支援が必要でありながらも、受け入れ先がなく、生活保護の住宅扶助で住宅設定し退所するという支援方法しかないケースがある。  ・婦人保護事業は、権限の幅が狭く、支弁できる費用がない。逆に広く機能を有した場合どこまで担うかの線引きが難しい。  ・これまでに自己決定の経験がない方へ自己決定を求めることの困難さがある。  ・本人が自己決定したとしても、本人の自己決定が真の意向なのか、本当に必要な支援なのかを担保する仕組みがない。 | ・ＤＶ対策主管課が庁内で調整・コーディネートを担い、庁内連携をスムーズに行うことができる体制モデルの構築。  ・市町村における婦人相談員の設置の促進。  ・市町村の高齢担当課・障がい担当課の理解と連携の促進。  ・心理士をまじえて丁寧にアセスメントを行い、支援方針を立てる。 |
| ⑤アフターケア | ・心理的なケアの支援を行うと支援が長期にわたる。  ・身近な市町村での支援につなぎたいが、地域での支援体制がない。  ・女性相談センターで回復プログラムを行っているが、交通費がないと通うことができない。  ・女性自立支援センターのアフターケアは、予算・人の配置・期間の制限があり、アフターケアが必要だと思われる人全てを対象として行うことができない。  ・地域での引継ぎ先がなかなか設定できずアフターケアの終期を決められない。 | ・アフターケアの具体的な実施計画を立てる。  ・アフターケアの強化。  ・転居後の生活再建への支援機関の開拓。  ・市町村における支援や連携について好事例等を研修で取り上げ情報を共有する。 |

**（３）妊産婦支援**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援ニーズ | 支援ニーズに対し、  現状では対応が困難な背景となる問題 | 今後の検討の視点 |
| ①妊娠期の支援  ・安全確保  ・生活支援  ・生活リズム回復への支援 | ・入所中の妊婦に対する妊婦健診等への同行支援について、市町村の理解が得られにくい。特に、夜間に警察からの依頼で一時保護となった事例の場合、入所時に市町村と十分な調整ができないため、その後の支援についての調整に時間を要すことが多い。  ・入所中の妊婦については、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会に登録することについて市町村に理解が得られにくい。 | ・妊婦健診の同行を含む支援を要する妊婦について市町村との連携のあり方を検討。  ・妊婦を保護した場合の妊娠期ごとの支援モデルの構築。  ・市町村の母子保健担当課とスムーズな連携を行えるよう、ＤＶ対策主管課による庁内調整・コーディネート機能の明確化。  ・市町村における婦人相談員配置の促進。  ・市町村の関係機関がそろって支援を検討するための仕組み作り。 |
| ②出産後の養育に関する支援  ・若年等課題のある利用者に対する養育スキル獲得への支援  ・アレルギー児への対応 | ・出産後まもなく、新生児がいる状況では、母子生活支援施設の見学を実施しにくい。（女性自立支援センターでは2か月以下の新生児保育を行っておらず、同伴での外出もしにくい。入所予定の母子生活支援施設職員が女性自立支援センターに来所し面会を行う等して対応。）  ・出産の際、女性自立支援センター以外では、入院と同時に退所するため、退院後の支援の連続性が途切れることが課題。  ・障がい等がある利用者の場合、説明内容を理解しているかどうかの確認が必要。  ・近年、生育歴・生活史における逆境体験の重複化・重度化が進んでいるように感じられ、より手厚い支援が求められている。 | ・婦人保護施設である女性自立支援センターにおける出産後の母子支援のあり方についての検討。 |
| ③退所にあたっての支援方針の引継ぎ  ・母子生活支援施設への入所依頼  ・支援に引き継ぎ | ・福祉事務所によって、母子生活支援施設入所の基準やルールが異なる。入所時に、期間（数か月が多い）を決めておく福祉事務所が多い。  ・福祉事務所の母子生活支援施設の入所に係る判断基準が明確でないように感じる。  ・女性相談センター及び女性自立支援センターは、母子生活支援施設での入所支援が適当と考えたが、福祉事務所と支援方針を一致できず、在宅支援となったケースがある。  ・退所後の養育支援ニーズの引継について、退所後の居住市の理解を得ることが必要。 | ・母子生活支援施設入所要件についての情報収集。  ・取組の好事例を周知。  ・母子生活支援施設の入所にあたり平成２８年１０月１日施行の売春防止法第３６条の２に定める婦人相談所長の通知を効果的に活用し、市町村と調整を図る。  ・婦人保護施設である女性自立支援センターにおける出産後の母子支援のあり方についての検討。 |
| ④一般的な支援策を受入れることができない事例への対応 | ・タバコをやめられない妊婦に対して、一般的な助言では支援にならず、ケースバイケースで助言・対応をしている。場合によっては、望ましくない行動であっても無理に止めず、本人の気持ちを傾聴し、精神的安定を目指す支援を行っている。  ・生育歴を背景とした対人関係構築の困難さを受け止めつつ、養育準備を一緒にするなどすることで落ち着いて一時保護期間中を過ごすことができた。 | ・取組の好事例を周知。 |

**（４）若年女性支援**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援ニーズ | 支援ニーズに対し、  現状では対応が困難な背景となる問題 | 今後の検討の視点 |
| ①本人の心理面を支える支援体制  ・依存と攻撃  ・生育歴の確認  ・心理面接  ・親との関係性の整理  ・自己決定を支える  ・医療機関への受診 | ・女性自立支援センター内で複数担当制をとる等、可能な限りでの丁寧な関わりの中で対応しているが、限られた職員配置の中で、複数の入所者支援を行っているため、1人1人の要求全てに対応することは困難。  ・自傷・他害がある際には、女性自立支援センターから女性相談センターの一時保護所へ一時保護先を移すなどして対応している。  ・女性相談センター職員による初回の面接で生育歴を聴取、本人の同意を得た上で関係機関へ調査し、一時保護先の施設とも共有をする。  ・短期間で次の処遇を決めるように話を進めていくため、保護期間中に本人と生育歴の整理をしていくことは困難。また、生育歴を聞き出し過ぎ混乱が生じた場合、その対処ができなくなるため、見極めが必要。  ・心理士が不足している。  ・アセスメントのための心理士業務と生活支援における心理士業務の役割分担が曖昧。  ・のぞみ寮（中長期）入所の際には、女性相談センターの担当ＣＷ、女性相談センターの心理士、女性自立支援センターの担当者、本人で話をし、入所目的等の確認を行い、目的の共有を図った上で、時間をかけて支援を行うことができる。  ・未成年者の場合、物件の決定の際など、親に連絡をとらざるを得ない場面があり、親との関係が断ち切れないことが、支援の困難さにつながることが課題。  ・医療機関への受診が必要だと思われる場合であっても、本人自身が拒否する場合には対応が困難。 | ・女性自立支援センターと女性相談センターの一時保護所の機能の整理（保護先の移動等の工夫）。  ・精神疾患などを有するケースについては、障がい福祉課などとの連携により一時保護先の検討。  ・婦人保護施設における若年女性支援のあり方についての検討の必要性。  ・女性自立支援センターのぞみ寮（中長期）の入所者への支援として、女性自立支援センターと女性相談センターの役割分担の明確化。  ・女性自立支援センターのぞみ寮（中長期）の入所者に対する、心理士による定期的な面接、生育歴の振り返り面接等のプログラムの実施。  ・女性自立支援センターと女性相談センターの心理士の役割の明確化。  ・複数担当制による切れ目ない支援の必要性。  ・嘱託医による診察を医療機関への受診・診断につなげる仕組み作りの検討。 |
| ②資格取得のための学校への通学 | ・本人のニーズにあわせて、女性自立支援センターの職員が一緒に進学先を探すことで、関係性の構築につながった。  ・以前は、婦人保護施設入所中の通学は認められていなかったが、自立支援の一環として資格取得のための学校への通学は認めるようにしてきている。 | ・女性自立支援センターに入所中の通学については今後もできるように継続していく。  ・奨学金等の情報の整理。 |
| ③法的対応 | ・未成年者で虐待を受けている者の親権停止に係る対応は、女性相談センターと児童相談所が連携して行うことが必要。  ・親権停止ができれば、安全に次の支援につなぐことができたが、かなわない事例もある。 | ・児童相談所との連携については必要に応じて今後も継続。 |

**（５）施設の機能分担・市町村との連携**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援ニーズ | 支援ニーズに対し、  現状では対応が困難な背景となる問題 | 今後の検討の視点 |
| ①市町村の庁内連携（人権担当部署の権限） | ・要保護児童対策地域協議会の調整機関のような役割をＤＶ対策主管課が担う仕組みになっていないため、市町村により連携の差がある。  ・調整機能の体制が確立していないと、担当者の個性や人脈によって連携のしやすさが変わり、必要な連携が十分にしきれないことがある。 | ・ＤＶ対策主管課による庁内調整・コーディネート機能の明確化。  ・市町村における婦人相談員の配置促進。  ・庁内役割分担・連携の好事例の周知、情報提供。 |
| ②転居先市町村への事前相談  ・事前に情報を伝えることの難しさ。  ・学校間の連携 | ・教育委員会に、丁寧に事前説明を行い、教育委員会間での引継ぎを依頼している。  ・教育委員会がＤＶ被害者支援の視点を持ち、情報伝達の役割を十分に果たすことが重要である。 | ・事前相談の必要性について理解を求める。  ・教育委員会へのＤＶ被害者支援研修等の実施。  ・避難先を秘匿にしつつ、子どもの状況や支援の引き継ぎがなされるようにな体制の構築。 |
| ③女性自立支援センターのアフターケアにおける市町村との連携 | ・転居後に手続き面以外に市町村と継続的な関わりを持つことが困難。  ・市町村によっては、「女性自立支援センターがアフターフォローしているなら必要ないのでは」と言われることもあり、市町村での継続的な相談につなぐことができない。  ・市町村と女性自立支援センターの情報共有に課題がある。  ・女性相談センターと女性自立支援センターで適切な時期に的確に情報共有ができていない。 | ・ＤＶ対策主管課による庁内調整・コーディネート機能の明確化。  ・市町村における婦人相談員の配置促進。  ・支援の好事例を周知。  ・女性自立支援センターのアフターケア中に変化があった場合の女性相談センターとの情報共有、対応について、事前に支援計画に盛り込む。 |
| ④市町村のサービスが必要であるが実施主体が決まらない  ・障がい者サービスの対象となりうるか判断が困難なケースの支援 | ・障がい関係課には、一時保護中の支援の実施主体が元の市町村であるという認識が共有されておらず、支援が得られにくい。  ・支援が必要ではあるが、受診や診断につながらず障がいサービスを受けることができない方の支援の方策が限られている。  ・本人が障がい受容ができていないとサービスにつなぐことは困難（申請主義）。  ・本人が検査・診断等を受ける意思を示しても、診断がつかなければ障がいサービスを使うことができない。 | ・ＤＶ対策主管課による庁内調整・コーディネート機能の明確化。  ・市町村における婦人相談員の配置促進。  ・一時保護ケースについての対応について、各課（障がい、子ども、高齢、生保等）と共通認識をもつための方法の検討。  ・障がい制度理解のための研修の実施。  ・支援の好事例を周知。 |
| ⑤生活保護の受給について | ・生活保護の決定は、福祉事務所の判断になるため、要件にばらつきがある。  ・女性自立支援センターを入所施設として見てもらえず、生活保護申請に苦慮。  ・居所を転々としている状態で保護した場合は、保護の実施機関の設定で時間・労力を要する。 | ・生活保護受給における課題を整理。 |